

和泉市省エネ家電買替促進事業補助金Q&A

補助制度の概要

Q1 省エネ家電買替促進補助金とはどんな制度ですか。

A1 コロナ禍におけるエネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能に優れた家電製品等への買替えを支援し、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び温室効果ガスの排出削減を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

補助対象者

Q2 補助対象者の主な条件は何ですか。

A2 交付申請時に本市に住所を有し、これまでに本補助金の交付を受けておらず、市税の滞納をしていないことが主な条件となります。

Q3 世帯主でなくても申請できますか。

A3 申請できます。ただし、1世帯1回限りの申請になります。

Q4 2世帯住宅ですが、各世帯で申請可能ですか。

A4 住民票が別世帯であれば、それぞれ申請できます。

Q5 現在、和泉市外に住んでいますが、和泉市に引越するタイミングでの買替えは対象になりますか。

A5 対象外です。和泉市内の住宅で使用している家電を買い替えることが要件です。

Q6 国の補助金との併用は可能ですか。

A6 国の補助金との併用はできません。

補助対象家電

Q7 対象となる製品とその要件は何ですか。また、買替前の家電に要件はありますか。

A7 エアコン、電気冷蔵庫（電気冷凍庫）です。
省エネ性能を示す統一省エネラベルの星の数に条件があります。
エアコンは、星の数が★2以上が対象です。
冷蔵庫は、星の数が★3以上が対象です。

買替前の家電は、2015年以前に製造された家電が対象となります。

製造年の記載部分はメーカーによって異なりますが、エアコンは室内機本体の横または下に、冷蔵庫はドアを開いた内側に記載されていることが多いです。

Q8 リユース品は対象になりますか。店頭展示販売品は対象になりますか。

A8 新品のみが対象になるため、リユース品は対象外です。店頭展示販売品は新品であるため対象となります。

Q9 申請者が、市内の別住所に居住する親族のために家電を購入した場合は対象になりますか。

A9 省エネ家電を自らが居住する本市に所在する住宅に設置することとなっているため、対象外です。

Q10 リース品は対象ですか。

- A10 リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外です。
- Q11 会社の事務所やお店に設置する機器は対象になりますか。
- A11 省エネ家電を自らが居住する本市に所在する住宅に設置することとなっているため、対象外です。
- Q12 店舗付き住宅の店舗部分のエアコンや冷蔵庫も対象ですか。
- A12 店舗部分に設置される家電は対象外です。自らが居住する住宅に設置することが要件となります。
- Q13 1人当たり、何台まで対象になりますか。
- A13 2015年以前製造の家電を買い替えた台数分が対象になります。
- Q14 古い家電を販売や譲渡し、新規で購入した場合は対象になりますか。
- A14 買替前の家電は、家電リサイクル法により適切に処理される（家電リサイクル券が発行される）必要があります。販売や譲渡した場合は対象外です。
- Q15 買替予定の家電製品の多段階評価点（星の数）はどこでわかりますか。
- A15 販売店で確認するか、省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)で確認ができます。
- Q16 中古家電は補助対象ですか。
- A16 中古家電は補助対象ではありません。新品のみが補助対象となります。

補助対象店舗

- Q17 対象店舗の条件について詳しく教えてください。
- A17 和泉市内の店舗であればどこで購入いただいても対象となります。
- Q18 他店舗から和泉市内の店舗に取り寄せて購入した場合、対象になりますか。
- A18 取り寄せでの購入が、その店舗での購入として取り扱われており、領収書等も和泉市内の実店舗で発行されたものが提出できるのであれば、対象となります。

補助対象経費

- Q19 補助額はいくらですか？
- A19 購入に要する費用が、
5万円以上10万円未満の場合は1万円
10万円以上15万円未満の場合は2万円
15万円以上の場合は3万円、となります。
- Q20 機器の送料、消費税、取付工事費用、家電リサイクル料金、買替前の家電の回収費用など、どこまでが補助対象経費になりますか。
- A20 本体代、取付工事代が補助対象経費になります。
配送料、消費税、家電リサイクル料金、買替前の家電の回収・取り外し費用は補助対象経費の対象外です。
- Q21 対象となる家電をまとめ買いしました。それらすべてが補助対象経費とみなしてもらえますか。

- A21 補助対象経費と見なします。
- Q22 購入時にクーポン、ポイント等を使用した場合、補助対象経費はどう計算すれば良いですか。
- A22 クーポン、ポイント等を使用した場合は、割引後の金額を補助対象経費とみなします。
⇒「(税込価格 - ポイント等使用分) ÷ 1.1 (小数点以下切り捨て)」で算出された金額を補助対象経費としてください。
- Q23 ギフトカードや商品券で購入した場合はどうなるのでしょうか。
- A23 ギフトカード等による購入は、補助対象となります。
- Q24 対象の省エネ家電と、対象外のものを一緒に購入した際にポイントを使用した場合、補助対象経費はどう考えたらよいですか。
- A24 ポイントの使用が、対象の家電と対象外のもののどちらに適用されているか不明な場合は、ポイント使用分は対象の省エネ家電に適用されているとみなします。補助対象経費の算出方法は、A22をご参照ください。

補助対象期間

- Q25 いつ購入した家電が補助対象ですか？
- A25 令和6年2月19日以降に市内店舗で購入した新品の家電が補助対象です。
ただし、2015年以前に製造された家電を買替えることが補助の要件となります。
- Q26 申請期間はいつからですか？
- A26 令和6年3月15日～8月30日です。ただし、予算額に達した時点で終了します。
- Q27 対象家電を令和6年2月19日よりも前に購入し、2月19日に設置した場合、補助対象になりますか。
- A27 令和6年2月19日よりも前に購入した場合は対象外です。
- Q28 令和6年2月19日よりも前に古い家電を処分し、令和6年2月19日以降に対象家電を購入・設置した場合、対象になりますか。
- A28 令和6年2月19日以降の買替え（家電の処分も含む）が要件となりますので、対象外です。

申請手続き

- Q29 申請方法を教えてください。
- A29 インターネット、郵送、窓口で申請ができます。
- Q30 郵送申請の場合、郵送方法に指定はありますか。
- A30 特定記録や簡易書留等、事務局の受け取りが記録される郵送手段が望ましいです。普通郵便の不着、遅延等については対応できません。
- Q31 受付は先着順ですか？抽選ですか？
- A31 先着順です。

Q32 申請書はどこで入手できますか。

A32 一部の市施設や家電販売店に用紙を配架予定です。

Q33 申請のタイミングを教えてください。

A33 対象家電を購入、設置し、買替前の家電を引き渡し（家電リサイクル券（排出者控え）の受領）が完了したタイミングで申請ができます。

Q34 販売店さんに申請をお願いしたいと考えています。販売店さんは代理申請してくれるのでしょうか。

A34 申請は、申請者本人が行う必要があります。また、申請に係る連絡や通知の送付は、申請者あてに行います。

Q35 申請書類はどこに提出したらよいですか。

A35 郵送⇒和泉市省エネ家電買替促進事業事務局あて、
窓口⇒和泉市役所別館2-2会議室になります。

Q36 申請から補助金が振り込まれるまでどのくらい時間がかかりますか。

A36 申請内容の審査を通過した後、1～2ヶ月程度でお振込みする予定です。

必要書類

Q37 必要書類について詳しく教えてください。

A37 ①申請書兼請求書、②領収書、③保証書、④家電リサイクル券、⑤本人確認書類、⑥処分前の家電の製造年がわかる書類、⑦振込先口座の写しが主な提出書類です。

Q38 振込先の口座はインターネットバンキングの口座でもよいですか。

A38 ネット口座でも問題ありません。口座番号が記載された通帳やカードがない場合は、口座番号が記載された画面のスクリーンショット等を添付してください。

Q39 製造業者が発行した保証書と、販売店が発行した保証書のどちらを添付したらよいですか。

A39 製造業者が発行した保証書が必要です。販売店が発行している長期保証の保証書ではありません。

Q40 領収書には何が書かれている必要がありますか。

A40 購入日、購入金額の内訳、購入品名、購入店舗の所在地が記載されているものがが必要です。

Q41 保証書には何が書かれている必要がありますか。

A41 申請者の氏名、住所、購入日等が記載されているものがが必要です。店舗印の有無は問いません。

Q42 保証書や領収書等は原本が必要ですか。

A42 全てコピーをご提出ください。原本をご提出いただいても、ご返却はいたしません。

Q43 申請書に購入家電を2台までしか記載できませんが、3台以上買い替えた場合はどうしたらよいですか。

A43 郵送や窓口で提出する際は、申請書を複数枚使用してください。